

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT TFG ニュースレター

2020.11 No.351

健全性支援実績No1を目指す！

Tax&Financial Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL(06)6538-0872 (編集担当 藤本)
E-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- ・ 令和2年分年末調整の注意点
- ・ 個人事業主と会社はどちらが有利か？
- ・ サブスクリプションとは

[今月のトピックス]

- ・ 経済産業省情報コーナー
- ・ 今月お役立ちホームページ

・ 令和2年分 年末調整の注意点

準備の際にご確認ください

月日の経つのは早いもので、今年も年末調整の季節が来ました。

ところで、今年度から年末調整で注意しなければならない点が増えたのはご存じでしょうか？ 今回は、今年度から変更されたところを中心に年末調整の準備をしていただくにあたっての注意点をお伝えしたいと思います。

今年度からの変更点

1. 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられました。ただし、後でも触れますが、給与所得控除額が一律10万円減額されているため給与収入額のベースでは今までと変わりありません。この点は特に注意が必要です。

2. 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設

その年の給与の収入金額が850万円を超える所得者で、次の4つの要件のいずれかに該当する場合には一定額が所得金額から控除されます。

- A 所得者本人が特別障害者
- B 同一生計配偶者が特別障害者
- C 扶養親族が特別障害者
- D 扶養親族が年齢23歳未満

要注意なのはDだと思います。所得税の扶養控除は年齢16歳未満の扶養親族は対象ではありませんが、この調整控除では対象になってくるからです。

3.ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除に関する改正

昨年までも存在していた寡婦(寡夫)控除ですが、要件がややこしかったこと、その要件も夫(または妻)と別れていることが前提となっていて婚姻歴のない方が対象にならないなど、ずいぶんと使い勝手の悪い所得控除でした。そこで今年からは合計所得金額が500万円以下であること、その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと、という2つの要件を満たしたうえで、それぞれ以下の金額を所得金額から控除するように改められました。

A ひとり親(生計を一にする子がいる婚姻歴のない者)は35万円

B 寡婦(扶養親族又は生計を一にする子がいる婚姻歴があるが現在独身の者)は27万円

* 寡夫控除はひとり親控除に吸収される形でなくなりました。

4.給与所得控除額の改正

給与収入額が850万円以下の方は一律に10万円少なくなるとともに、850万円を超える方は195万円となるよう改められました。

5.基礎控除額の改正

合計所得金額2,400万円以下の方は一律48万円になります。

注意点

1. ほどなく、所轄の税務署から年末調整に関する書類一式が送られてくるはずですが、その中に従業員の皆さんに書いていただくものとして昨年までは2種類の書類がありましたが、今年からは3種類になります。3種類とも確実に記入していただいたうえで回収していただきますようお願いいたします。AとBについては昨年までと大きな変化はありませんが、Cについては今年初めて使用するものですので、国税庁の年末調整に関するHPや同封されている冊子「年末調整のしかた」などで書き方を確認しておいてください。

A 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

B 給与所得者の保険料控除申告書

C 給与所得者の基礎控除申告書(兼)給与所得者の配偶者控除等申告書(兼)所得金額調整控除申告書

2. 上記の3種類の書面(特にCの書面)を基に上記「変更点」のうち1~3までの情報を確実に収集していただきたいと思えます。中にはナーバスになるような内容も含まれていますが、確実な税計算のためご協力いただけますようお願いいたします。

なお、4と5につきましては年末調整の計算を進めていく中で自動的に反映されることとなりますので特に意識していただく必要はありません。

3. これ以外については昨年までと変わりありません。生命保険料控除証明書・地震保険料控除証明書・国民年金保険料控除証明書等(住宅ローン控除のある方は残高証明書や住宅借入金等特別控除申告書も含む)などの回収もお忘れなく。

4. 最も重要な資料になるのは毎月記録していただいている給与台帳(又は源泉徴収簿)です。

年末調整の変更点に気を取られがちになりますが、肝心の給与の支給状況が整備されていなければ正確な年末調整計算は絶対にできません。この機会に給与の支給状況も改めて確認いただければ、と思えます。

最後に毎年行われる年末調整ですが、一年に一度のことなので忘れていてようやく理解したら終わっている。また来年、一からやる。この繰り返しと思えます。準備する書類をきちんと整理して集めること。これが毎年目標になっているようですが、今まで述べてきたことで皆様も理解が深まって、ご負担が少しでも軽くなればと思っております。

・ 個人事業主と会社はどちらが有利か？

税率及び使える経費の範囲の相違

所得課税は、個人や個人で事業をやっている個人事業主の所得に課税される所得税と会社などの法人の儲け(所得)に課税される法人税があります。

フリーランスとして仕事をするうえで、開業時に「個人事業主」と「法人」のどちらにするかを悩む方は多いようです。また、次第に事業が拡大するうちに、「個人事業」から「法人化」するべきかどうかを考える方も多いようです。ここでは、「個人事業主として所得税を納めるのと、会社を設立して法人税を納めるのと、どちらが得か？」との疑問に法人税率と経費についてみていきます。

現行の法制度では、株式会社は1名でも設立できます。同じ人が「ひとり株主」「ひとり取締役」となり、会社運営を行うことも可能です。つまり、個人事業主も、相応の資金を出せば、いつでも会社形態で事業ができるということです。法人設立費用は、株式会社でおおよそ30万円程度なので、安くはないものの、高すぎるという金額でもありません。設立手続きや相続が発生した場合の手続きを面倒と感じるかどうかを除けば、どちらの形態で事業を行うかについては、主に「儲けに対する税金面はどちらが有利か？」という点が大きな判断要素となります。

法人税と所得税の比較

法人税の税率(2018年4月1日以後に開始する事業年度)は、資本金1億円以下の中小法人の場合、所得800万円以下の部分については15%、所得800万円超の部分は23.2%となっています。他方、所得税の税率については、所得330万円を超えると、法人税を上回る20%の税率となります。

税率を単純に比較した場合、法人税は800万円を超えると超過部分は23.2%にアップします。所得税の税率が23.2%を上回るのは900万円以上からです。つまり、所得が800万円~900万円あたりであれば、どちらが有利かは判断し難いということになります。

経費に「できる支出」と「できない支出」の違い

法人化を検討するにあたっては、適用税率の他に、どのような経費を所得から除くことができるかというのも、重要な要素になってきます。例えば、出張したとき、個人事業主だと実費部分しか経費にできませんが、法人であれば日当部分も経費にできます。

取引先との打ち合わせの際の飲食代などについては、法人だと1人当たり5,000円以下という制限があります。これを超えるものは、期末の資本金が1億円以下の法人の場合、年800万円までしか損金にできません。他方で、個人事業主にはこのような制限や限度額は設けられていません。もちろん、個人事業主であっても交際費として経費に落とすには、その支出が事業の利益を出すのに必要なものであったということがいえるようにしておく必要はあります。

その他、個人事業主と法人の経費の違いについて列挙します。

- ・ 給与...個人事業主は、儲けが自分の事業所得となり、これが給与代わりとなります。法人の場合は、法人から給与(役員報酬)の形でお金を受け取ることとなります。社長1人だけの会社であっても同様です。また、配偶者や子などの家族従業員に対して給与を支払う場合も扱いが異なります。個人事業主が配偶者や家族従業員に給与を支払う場合は、その金額などをあらかじめ税務署に届け出る必要があります。

す。他方、法人であれば、たとえ代表者の家族であっても、法人のために仕事をしている以上は、給与の支払いにあたって税務署への届出は不要です。

- ・退職金...個人事業主では、代表者が家族従業員の退職金を費用化できないが、法人ではできます。
- ・生命保険料...個人事業主のための生命保険料は、所得税の計算において、最大でも12万円の生命保険料控除しかできませんが、法人では生命保険契約により全額損金算入でき、企業防衛として有効であります。なお、保険金の入金の場合、個人では満期でも所得として課税され、死亡であっても相続税の対象となります。法人では、退職金を計上することで節税となります。
- ・慶弔費...個人事業主の場合、身内の冠婚葬祭費用はプライベートな支出とみなされ、経費として認められないことがあります。しかし、会社の場合、設立後に「慶弔規定」を整備しておけば、見舞金や弔慰金、出産祝いや結婚祝いなど、慶弔規程に基づく範囲で、経費扱いにすることができます。

このように法人と個人とでは所得から控除できる経費の種類が若干異なってきます。全般的には会社の方が経費面での柔軟性に優れているといえます。いざ「法人化を行う」ということになったら、自分の事業にはどのような支出が多いのかということも考慮に入れておく必要があります。

以上、個人事業主と会社の有利について、税務面でもとくに法人税率及び経費の相違について取り上げましたが、地方税である住民税・事業税、消費税の税目や繰越欠損金等の相違もあります。また、経営面、資金面、家庭面等の各側面においても個人事業主と法人では相違があります。各側面における法人・個人経営の比較を把握し、事業の将来像を見据え、事業形態を選択していくことが重要であると思われます。

・サブスクリプションとは 仕組みとメリット・デメリット

サブスクリプション？聞きなれない言葉ですが、最近注目されてきた言葉です。このビジネスモデル自体はそれほど新しいものではなく以前からあるサービスです。では、どういったものなのでしょう。

サブスクリプションの意味

サブスクリプションとは商品やサービスに代金を払うのではなく、利用できる期間に一定額を支払うサービスです。英語では「予約購読」「定期購読」という意味です。もうお分かりだと思いますが、新聞などがこれに当たります。

リースとサブスクリプションとの違い

一定額支払うならリースとどう違うの。という疑問が生じてきてもおかしくありません。

ですが、リースとは商品・サービスに対して料金がかかります。従って、会計処理は「リース料」または「リース資産」で会計処理されます。ところがサブスクリプションは期間に一定額を支払うものですから会計処理は「支払手数料」で処理され一年を越す期間分については「前払費用」で会計処理されることとなります。

混同してしまいがちですが似て非なるものとお考え下さい。

サブスクリプションのメリット・デメリット

企業・事業者

| メリット | デメリット |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・継続的な収益を上げられる・顧客の利用状況や細かなデータが把握できる・新規獲得のハードルが低い・アイデア次第でいろいろな商材に導入できる | <ul style="list-style-type: none">・導入ツールやノウハウが必要・開始当初は即収益につながらない・ある程度のリソースやコンテンツ数が必要・新しいコンテンツを追加していく必要がある |

利用者

| メリット | デメリット |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・安価なものが多いためコストパフォーマンスが良い・購入保有する必要がなく管理が不要・定額制なので都度支払う必要がない・お試し期間があるサービスが多く試しやすい・いつでも解約ができる | <ul style="list-style-type: none">・利用しなくても料金が発生する・多くのサービスを契約して費用がかさむ場合がある・必要としない機能などがついてくる場合がある・解約するとサービスや商品が利用できなくなる・長く利用すると買うより高つく場合がある |

サブスクリプション事業事例

1. 音楽配信サービス

音楽を1曲ずつ購入するのではなく定額を支払って聞き放題や曲ダウンロードできるなどのサービス

EX. 「Apple Music」「Spotify」

2. 動画配信サービス

映画やドラマ、アニメ、バラエティ、スポーツ番組といった様々な映像コンテンツを定額で視聴できるサービス

EX. 「Netflix」「Hulu」「Amazon プライムビデオ」「DAZN」

3. 食品の宅配事業サービス

月額料金を支払うことによって自宅に食品や調理されたものが届くサービス

EX. 「Oisix」

4. 自動車業界

月々定額を払うことによって車を所有するのではなく選んだ車を借りて使用できるサービス

EX. 「タイムズカーシェア」「SmartDriveCars」「カルモ」

これからの時代はモノを所有するから利用する。という流れも増えてくるでしょう。インターネットの世界だけでなく食品・車などのように他の分野でも広がっていくと思われます。そういった時代に視点を見据え今後の事業展開への一考にしていきたいと思います。



今月のブックマーク

飲食店やサービス業、小売業などで使用されるレジですが、昭和のころは大型で、小銭などお金を収めるスペースがあるタイプが主流でした。最近ではタブレットを使用したレジなどを見かけるようになりましたが、アプリを入れて顧客の購入情報などを管理し、売れ筋商品や季節変動を割り出すなど、様々な用途で活用できるものもあります。ユビレジではタブレット POS レジについて記述されていました。

<https://ubi-regi.com/ja/tablet-pos-regi>「ユビレジ タブレット POS レジの特徴」

家賃支援給付金に関するお知らせ

5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面するみなさまの事業の継続を支えるため、地代・家賃(賃料など)の負担を軽減する給付金を給付します。感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧とするため、事業全般に広く使える給付金が支給されます。

対象者：法人は資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者を対象とし
医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も
幅広く対象としています。

詳細は申請要領等をご確認下さい(<https://yachin-shien.go.jp/>)

家賃支援給付金の申請については、かなり複雑となっており審査機関も苦慮しており
不備が続出しております。申請をお考えの方はご相談ください。

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 藤本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

TFGでは現在、時差出勤及びテレワークを限定的に実施しております。ご不便をおかけすることがあるかもしれませんが、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

TFG 検索

起業・革新・ベンチャー支援・・・**T&FG**group

TFG税理士法人
株式会社東亜経営総研

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFGニュース編集担当 藤本 清